

基本目標1 自然との共生社会

- ・自然ふれあい探検隊事業

基本目標2 脱炭素型社会への移行（改訂後）

- ・ゼロカーボン推進事業（ECO落語等、親子エネ教室、エコドライブ）ほか

基本目標3 資源循環型社会の構築

- ・社会奉仕草ごみ処理業務
- ・プラスチックごみの分別

基本目標4 快適な生活環境の保全

- ・河川水の水質検査の継続実施
- ・自動車騒音測定評価（5年に1回）

◆自然ふれあい探検隊事業 【R3～】

- 【対象】 主に小学生とその家族
- 【内容】 身近な森や川を環境学習のフィールドとした体験型環境学習
 持続可能な社会の担い手となる子どもたちに、水循環の大切さを伝えるとともに、水や自然への愛着と誇りの定着化を図る。流域マネジメントの観点から、関係機関や組織と連携して実施
- 【実施回数】 年4回程度（春夏秋）
- 【基本方針】
 - ・絶えず循環している水を体感しながら、水の成り立ちや水循環の大切さについて学ぶ機会を提供
 - ・持続可能な社会の担い手となる子どもたちに、水循環の大切さ、水や自然への愛着と誇りを醸成
 - ・流域マネジメントの観点から、関係機関や組織と連携

R5実績	場所・内容	参加者数（人）
6/25	真名川の生き物と水質（真名川水辺の楽校）	児童17・保護者15
8/1	水生生物調査と川遊び（中島公園）※	児童21・保護者3
9/24	木瓜川の水質調査（木瓜川）	児童15・保護者13

※国交省（九頭竜ダム統管）との連携事業



水生生物調査（中島）



木瓜川の水質調査

《令和6年度》

- ・ R4と同様の取り組みを実施予定
- ・ 水生生物調査・水質調査・川遊び・森づくり体験 など
- ・ 岩倉市（友好交流市）との交流事業



【事業概要】主に市民を対象に、地球温暖化問題への関心を高め、脱炭素につながる行動変容を促すための普及啓発活動を実施

(参考) 役割分担 地方自治体：民生部門（会社・家庭）中心 ※地域脱炭素ロードマップ（R3）

□ 現状（これまでの事業 R3～R5）

- ・環境に関するイメージ（義務・努力） ⇒ 「遊び・笑い・楽しみ」からのアプローチによる啓発活動
- ・相対的に若年層（中学生～40代）の関心が低い ⇒ 小中学生向けの講座や親子対象の教室の実施
- ・取組効果、相談窓口がわからない ⇒ CO2削減量、節約額等の見える化（パンフレット）、結のEco協賛店の紹介

□ 課題（今後の事業方針 R6～）

- ・学びの要素を増やし、かつ、費用対効果を高める必要がある ⇒ 手法の変更、関係団体自主事業、県講師派遣事業の活用
- ・各家庭への太陽光発電普及には、雪対策や費用対効果の面から時期尚早 ⇒ 当面は省エネ対策中心に展開
- ・行動変容を促すためには、「体験・体感」手法で、「健康・節約・防災」などより関心の高い側面からのアプローチが必要
⇒ EV買換え、住宅の断熱改修、省エネ家電買換えを中心に、関係団体や事業者と連携・役割分担し展開
- ・2050のカーボンニュートラルには、次代を担う世代（小中学生）と消費活動の中心世代（子育て世代）への継続した啓発活動が必要

□ 事業展開 R6～（普及啓発から、徐々に行動変容促進、実行支援へのシフトを目指す）

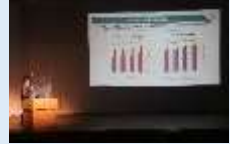
《普及啓発》関心を高める・・・継続

◎無関心層への啓発



- ・パンフレット制作（見える化）
- ・ポスター展示（@銀行、Vioなど）

◎専門家による啓発



- ・講演会、セミナー
- ・出前講座（※）
（北電・エコプラン）

◎若年層（小中学生、子育て世代）への啓発



- ・Eco紙芝居（※）、Eco落語、工作教室（※）、サイエンスショー

（※）一部又は全部を関係団体自主事業・県講師派遣事業により実施

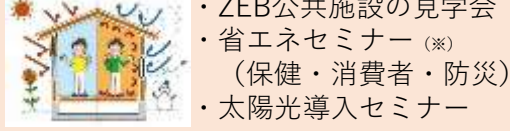
《体験・現状把握》行動変容を促す・・・強化

◎EV・エコドライブの普及



- ・EV乗車体験、エコドライブ体験（※）
- ・エコメンテナンスの普及
- ・充電設備の充実

◎エコ住宅・省エネ家電の普及



- ・ZEB公共施設の見学会
- ・省エネセミナー（※）
（保健・消費者・防災）
- ・太陽光導入セミナー

◎ライトダウン（星空・阪谷小ポイント）

◎省エネ診断の受診支援（事業者向け）



《目指す姿》実行に移す

快適・健康なライフスタイル



- ✓ ZEH、長期優良住宅の新築・断熱改修
- ✓ EV購入、充放電設備設置
- ✓ 省エネ家電への買い替え
- ✓ 再エネ、蓄電池導入

《支援事業》

- ・【暮らし住まいづくり支援事業】
（交通住宅まちづくり課）
- ・【太陽光・蓄電池導入補助事業】
ほか国県の補助事業を積極活用

《土台づくり》関係機関連携、担い手づくり、横展開など

- ・脱炭素推進会議の運営（情報共有、具体策検討）
- ・結のEco協賛店（脱炭素商品の提供、相互連携）
- ・担い手育成（断熱改修など建築団体と連携）
- ・体験談提供（EV・断熱住宅など利用市民の声）
- ・公共施設での先行実施（事務事業編の推進）
（ZEB化、LEDリース、再エネ電源購入など）

《今後の課題》

- ・国県の補助事業活用を支援
- ・国県補助の補完的な補助事業の創設
- ・国（デコ活）、県（アプリ）との連携

◆環境保全対策事業 社会奉仕草ごみ処理業務

【目的】
 地区の社会奉仕で排出される草ごみの休日受入をやめ、業者委託により草ごみをチップ化し、燃料としてリサイクルすることで、資源の有効活用を促進する。

【現状・問題点】
 ・休日持ち込み回数 8回/年 ・持ち込み数量 約16トン ・持ち込み地区数 61地区
 ○ごみ処理施設での草ごみ搬入が多く、熱効率低下の原因となっている。
 ○市職員2名が受入作業を行っており、大変危険な作業である。

【取り組み内容】
 ・ビュークリーンおくえつでの休日受入をやめ、リサイクル業者で草ごみの受入をする
 ○従来焼却処分していた資源(草ごみ)をチップにしてリサイクルすることで、ごみの減量化を図る
 ○草ごみを市内事業者がチップに加工して、グリーンパワーの燃料に供給することで、市内の資源循環を図る



◆「プラスチックごみ」の分別収集

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」
 ⇒令和6年4月から「プラスチックごみ」を分別収集

- ・各地区説明会を継続実施
- ・ごみステーションをパトロール

R5の取組実績 (R6.2.18時点)

・ 5月～	区長会等での説明	9回
・ 10月～	公民館等单位説明会	38回
・ 12月～	各区単位説明会	41回



◆環境保全対策事業 自動車騒音測定評価業務

【目的・概要】

地方自治法第245条の9の規定に基づき、都道府県及び市（特別区を含む）が行う法定受託事務

騒音規制法第18条の規定に基づき、幹線道路に面する地域の自動車騒音を計測することで地域住民の生活環境の保全を図る

騒音規制法（抜粋）

（常時監視）

第十八条 都道府県知事(市の区域に係る自動車騒音の状況については、市長。次項において同じ。)は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならない。

【前回実施結果】 令和元年度（5年に1度）

環境基準値以下

【取り組み内容】

＜計測地点＞ 1地点（国道158号線 犬山～篠座）

監視の対象となる道路

原則として2車線以上の車線を有する道路（市町村道にあっては、特別区道を含むものとし、原則として4車線以上の車線を有する区間に限る。）に面する地域であり、住居等が存在する地域。

＜業務内容＞ 騒音測定（24時間）・交通量等調査
調査結果の評価・報告書作成

